

令和 8 年 7 月 1 日

高知市上下水道局技術監理課

## 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（お知らせ） （建築工事を除く。）

このことについて、令和 8 年 6 月 24 日付けで高知県技術管理課より事務連絡があり、上下水道局においても、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、当面の間、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を下記のとおり定めましたので、通知します。

### 記

#### 1 対象工事

上下水道局が発注する建設工事（建築工事を除く。）及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）に適用するものとする。

#### 2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

#### 3 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、必要に応じて調達検討資材を設計図書に示すものとする。なお、設計図書に示す以外の資材についても、受注者から協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上、本運用の対象とする。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面（高知市工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定による「工事条件変更等確認要求書」別紙 2 参考）により協議するものとする。  
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
  - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）  
（令和 8 年 6 月 16 日付け国土交通省事務連絡「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」資料 別紙 3 参照）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

#### 4 運用方法

- (1) 運用にあたっての特記仕様書記載例や積算方法等については、別紙 1 のとおりとする。

- (2) 設計変更額の確定にあたっては、納品書、請求書その他実際の取引価格及び数量が確認できる資料により実績を確認のうえ、その結果に基づき精算する。

## 5 適用

- (1) 本通知は、令和8年7月1日以後に積算する工事等から適用する。
- (2) 既に契約している工事等についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

以上

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1 特記仕様書記載例

- (1) 以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。  
既契約工事等においても、受注者より協議のあった場合は、本運用の対象とする。

特記仕様書記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)が含まれている場合において、その調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。
2. 調達検討資材は下記を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

【調達検討資材】

(1) 管路材

塩化ビニル管、ポリエチレン管、FEP 管、各種樹脂製継手

(2) シート・繊維製品

吸出防止材、防草シート、遮水シート、止水シート、防水シート、不織布、ジオテキスタイル

(3) ゴム・樹脂製品

ゴム支承、ゴムジョイント、止水板、樹脂製目地材、樹脂製安全施設部材、FRP 製品

(4) 塗装・補修材料

シンナー、エポキシ樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、エポキシ樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系注入材、ウレタン樹脂系材料

(5) 軽量盛土材料

発泡ポリスチレン製品 (EPS ブロック等)

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

## 2 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。  
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

<b>証明数量&lt;設計図書の数</b>	<b>→ 設計変更不可。</b>
<b>設計図書の数≤証明数量≤設計数量</b>	<b>→ 設計変更可。対象数量は証明数量</b>
<b>設計数量&lt;証明数量</b>	<b>→ 設計変更可。対象数量は設計数量</b>

注) 設計図書の数：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量<sup>※1</sup>

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量<sup>※2</sup>

※1 精算変更見込み数量を考慮すること。

※2 証明数量は、別途調達経費に該当しない通常購入分の証明数量を含む合計数量

設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

なお、換算値などを用いて算出した数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。  
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

## 3 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

## [参考]

係		係長		課長補佐		工事課長	
<b>工事条件変更等確認要求書</b>							
令和〇年〇月〇日							
高知市上下水道局		課長 様					
(受注者) 〇〇建設株式会社							
代表取締役 〇〇 〇〇 印							
高知市工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。							
1 工事名	〇〇〇〇〇〇分区管渠築造工事(R〇-〇)						
2 工事場所	高知市〇〇町						
3 工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日						
4 変更事項	高知市工事請負契約書第18条第1項第4号による。						
	具体的事項(必要に応じて図面, 写真を添付して説明すること。)						
	例:(特記仕様書第●条の規定に基づき,)中東情勢の影響により工事の施工に必要な資材の調達に支障が生じている下記ナフサ由来の資材について協議します。						
	資材名	規格・寸法	数量	協議内容			
	リブ付塩化ビニル管	φ150mm	200m	調達困難に伴う代替資材(VU管)への変更			
塩ビます	φ150mm	15個	調達困難に伴う代替資材(Con製小型人孔)への変更				
添付資料 1 見積書又はその他価格資料(概算費用の確認資料) 2 代替資材に関するカタログ等(性能確認資料) 3 納期回答書等(代替資材が必要な状況を確認できる資料)							
うえのことについては、次のとおり措置してください。							
令和 〇年〇月〇日							
(受注者) 〇〇建設株式会社							
代表取締役 〇〇 〇〇 様							
高知市上下水道局				課長 印			
5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。)							
例: 上記事項については、設計変更の対象とします。							
ただし、変更額の確定にあたっては、納品書、請求書その他実際の取引価格及び数量が確認できる資料により、実績を確認の上、その結果に基づき精算するものとします。							
なお、本協議に基づく設計変更の内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とします。							

注) 1 受注者は「変更事項」までを記入したものを工事監督職員に2部提出する。

2 工事監督職員は、記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置事項」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、それぞれ相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

# 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について 国土交通省

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

